

三重県過疎地域自立促進方針(案)

(平成22年度～27年度)

三 重 県

三重県過疎地域自立促進方針
(平成 22 年度～平成 27 年度)

《 目 次 》

はじめに	1
1 基本的な事項	2
(1) 過疎地域の現状と問題点	
(2) 過疎地域自立促進の基本的な方向	
(3) 広域的な経済社会生活圏の整備の計画等との関連	
2 農林水産業、商工業その他の産業の振興及び観光の開発	17
(1) 産業振興の方針	
(2) 農林水産業の振興	
(3) 商工業の振興	
(4) 観光振興、レクリエーション	
(5) 雇用支援	
3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	21
(1) 交通通信体系の整備の方針	
(2) 県管理道路及び市町村道の整備	
(3) 農道、林道、漁港関連道の整備	
(4) 交通確保対策	
(5) 電気通信施設の整備	
(6) 情報化の推進	
(7) 地域間交流の促進	
4 生活環境の整備	23
(1) 生活環境の整備の方針	
(2) 簡易水道、生活排水処理施設等の整備	
(3) 消防力の強化	
(4) 防災力の強化	
5 高齢者等の保健、福祉の向上及び増進	25
(1) 高齢者の保健、福祉の向上及び増進の方針	
(2) 高齢者の保健、福祉の向上及び増進を図るための対策	
(3) 障がい者の保健、福祉の向上及び自立支援の促進	
(4) 児童その他の保健、福祉の向上及び増進を図るための対策	
6 医療の確保	27
(1) 医療の確保の方針	
(2) へき地医療対策	

7 教育の振興28
(1) 教育振興の方針	
(2) 公立小中学校の統合整備等教育施設の整備	
(3) 体育施設、社会教育施設等の整備と活用	
8 地域文化の振興等29
(1) 地域文化の振興等の方針	
(2) 地域文化の振興等に係る施設の整備と活用	
9 集落の整備29
(1) 集落整備の方針	
(2) 集落の再編整備	
(3) 集落の維持、コミュニティの活性化	
10 地域づくりの推進30
(1) 県と市町の地域づくりの連携・協働	
(2) 「 ^{くま} 美し国おこし・三重」の取組	

<はじめに>

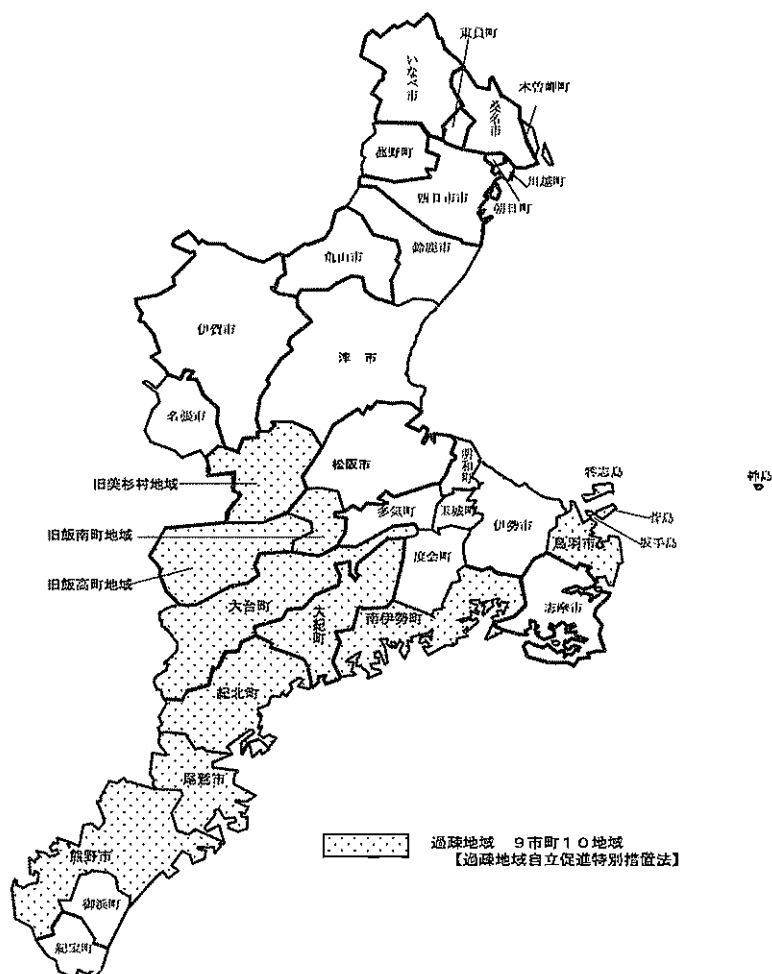
過疎対策は、昭和45年4月1日に「過疎地域対策緊急措置法」が施行されて以降、延べ40年間にわたり取り組まれてきましたが、平成22年4月1日に「過疎地域自立促進特別措置法」が延長され、平成28年3月31日までの6年間引き続き過疎対策が実施されることになりました。

この三重県過疎地域自立促進方針（以下「方針」という。）は、三重県の過疎地域の自立促進を図るため、過疎地域自立促進特別措置法第5条の規定に基づき策定するもので、県及び市町は、この方針に基づき、過疎地域自立促進計画を策定します。対象期間及び対象地域は次のとおりです。

対象期間 平成22年4月1日から平成28年3月31日までの6年間

対象地域 津市の一部（美杉地区）、松阪市の一部（飯南・飯高地区）、尾鷲市、鳥羽市、熊野市、大台町、大紀町、南伊勢町、紀北町

過 疎 地 域 分 布 図



1 基本的な事項

(1) 過疎地域の現状と問題点

① 現状

過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域は次表の9市町10地域であり、全県に占める割合は、面積で39.7%、人口で7.6%（H17国調）となっています。

◆過疎地域の人口等

市町名	面積 (Km ²) H20年度	総人口 (人)		人口 減少率(%) S. 35-H. 17	H17若年者 比率 (%)	H17高齢 者比率 (%)	財政力 指数 (H18-20)
		H17国調					
津市(H18.1.1合併)	710.81	288,538		27.6	17.0	21.9	0.803
旧美杉村*	206.70	6,392		-60.2	9.1	44.2	—
旧津市他8市町村	504.08	282,146		34.3	17.1	21.4	—
松阪市(H17.1.1合併)	623.77	168,973		19.6	16.1	22.2	0.686
旧飯南町*	76.33	5,800		-38.3	13.2	33.7	—
旧飯高町*	240.94	5,002		-57.3	9.4	39.0	—
旧松阪市他2町	306.53	158,171		31.7	16.5	21.3	—
尾鷲市	193.16	22,103		-36.0	10.5	31.1	0.451
鳥羽市	107.99	23,067		-24.4	14.5	26.5	0.536
熊野市(H17.11.1合併)	373.63	21,230		-45.8	12.4	33.2	0.317
旧熊野市	259.96	19,607		-35.9	13.0	31.5	—
旧紀和町	113.67	1,623		-81.0	5.2	53.4	—
大台町(H18.1.10合併)	362.94	11,099		-36.2	13.4	33.0	0.291
旧大台町	55.40	7,244		-19.5	13.2	29.1	—
旧宮川村	307.54	3,855		-54.1	13.7	40.3	—
大紀町(H17.2.14合併)	233.54	10,788		-37.6	10.9	35.3	0.225
旧大宮町	100.68	5,041		-33.3	12.6	32.3	—
旧紀勢町	68.13	4,155		-41.1	9.5	37.0	—
旧大内山村	64.73	1,592		-40.7	9.2	40.0	—
南伊勢町(H17.10.1合併)	242.97	16,687		-48.0	9.1	37.4	0.258
旧南勢町	109.89	9,580		-43.0	10.2	36.0	—
旧南島町	133.04	7,107		-53.4	7.7	39.3	—
紀北町(H17.10.11合併)	257.01	19,963		-34.2	10.4	32.8	0.313
旧紀伊長島町	110.48	10,268		-34.4	11.6	31.1	—
旧海山町	146.35	9,695		-34.0	9.1	34.7	—
過疎地計	2,295.21	142,131		25.7	11.5	33.1	—
三重県計	5,776.40	1,866,963		-59.6	14.3	21.5	—

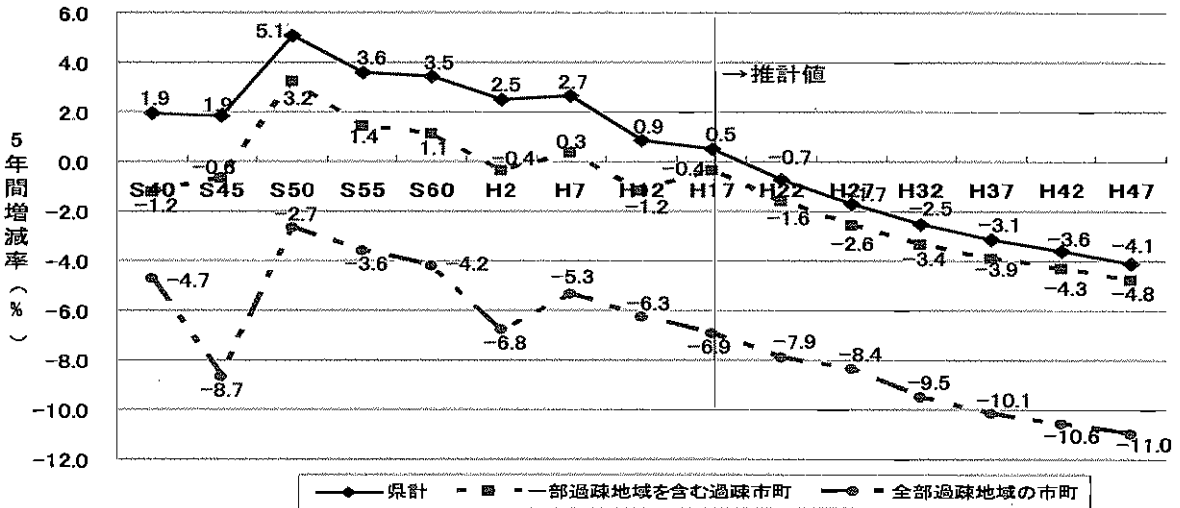
*一部過疎地域 【注】旧市町村面積は、H15.10.1現在の面積

ア 人口の動向

○ 人口の減少状況

昭和40年以降平成17年まで、県の人口は増加し続けましたが、過疎地域では人口減少が続いてきました。県の人口も減少に転じた中で、今後も過疎地域の人口減少が続くものとみられています。

◆ 全県及び過疎地域の5年間人口増減率の推移



【出典】平成17年までの人口は国勢調査による。

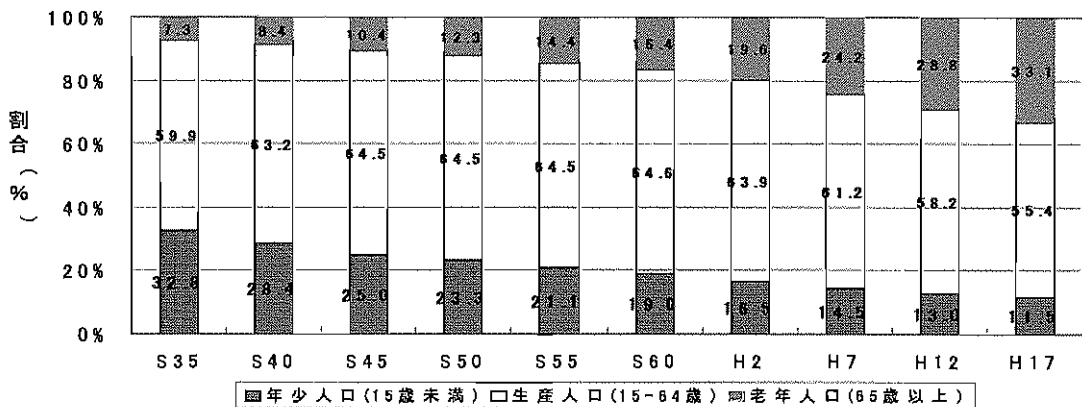
H22/H17以降の人口は「日本の都道府県別将来推計人口（平成19年5月推計）」（国立社会保障人口問題研究所）による

○ 高齢者比率と若年者比率

平成17年における過疎地域の65歳以上の人口割合は33.1%と県平均21.5%を大きく上回っており、全県的な高齢化の傾向のなかでも、過疎地域の高齢化は、これを上回るペースで進展しています。

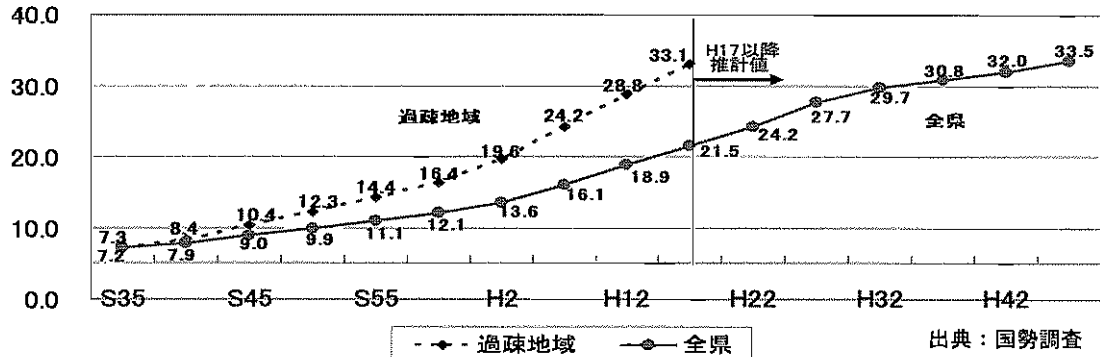
一方、0~14歳の人口割合は、S50年以降を境に過疎地域が全県を下回ったまま減少傾向が続いています。

◆ 過疎地域の年齢階層別人口構成比の推移

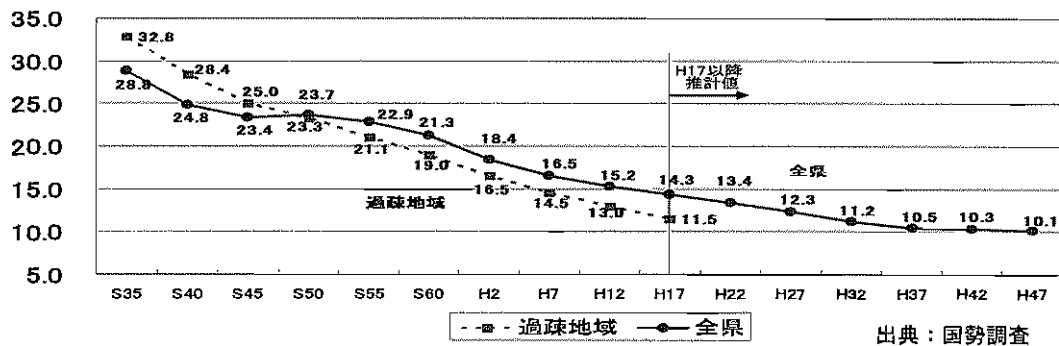


出典：国勢調査

◆ 65 歳以上の人口割合 (%)



◆ 0～14歳の人口の割合 (%)



イ 市町民所得の状況

過疎地域における納税義務者一人当たりの所得金額は、平成20年度では県平均の3,226千円に対し、一部過疎地域を含む過疎市町、全部過疎地域の市町とも下回っており、全部過疎地域の市町においては、県平均の8割程度となっています。

◆ 納税義務者1人当たりの所得金額 (第1表) (単位：人・千円)

項目 市町名	納税義務者数		計	総所得金額等	納税者1人 当たりの 所得金額
	所得税の納税 義務あり	所得税の納税 義務なし			
津市	125,466	5,170	130,636	431,409,716	3,302
四日市市	139,532	5,273	144,805	493,039,805	3,405
伊勢市	56,243	2,814	59,057	179,407,184	3,038
松阪市	69,438	3,341	72,779	223,370,768	3,069
桑名市	62,284	2,603	64,887	233,830,106	3,604
鈴鹿市	88,382	3,643	92,025	314,229,954	3,415
名張市	34,368	1,619	35,987	117,519,103	3,266
尾鷲市	7,685	811	8,496	23,983,016	2,823
亀山市	21,989	913	22,902	74,549,693	3,255
鳥羽市	8,197	869	9,066	23,752,092	2,620
熊野市	6,325	675	7,000	18,910,657	2,702
いなべ市	21,193	886	22,079	68,245,550	3,091
志摩市	21,116	1,628	22,744	57,462,590	2,526
伊賀市	40,026	3,602	43,628	131,194,951	3,007
木曾岬町	3,350	137	3,487	10,421,884	2,989
東員町	12,224	517	12,741	43,855,918	3,442
菟野町	17,297	692	17,989	60,740,724	3,377
朝日町	3,827	130	3,957	13,933,025	3,521
川越町	6,073	212	6,285	21,260,670	3,383
多気町	6,235	327	6,562	19,336,554	2,947
明和町	9,519	537	10,056	29,824,308	2,966
大台町	3,999	209	4,208	11,682,188	2,776
玉城町	6,311	307	6,618	20,064,763	3,032
度会町	3,723	219	3,942	10,785,464	2,736
大紀町	3,598	291	3,889	10,063,012	2,588
南伊勢町	5,445	452	5,897	15,878,086	2,693
紀北町	6,032	723	6,755	18,203,491	2,695
御浜町	3,159	231	3,390	9,069,539	2,675
紀宝町	3,890	546	4,436	11,704,005	2,638
県計	796,926	39,377	836,303	2,697,728,816	3,226

参考資料：「平成20年度市町村税の概要」所得割の課税状況

◆納税義務者1人当りの所得金額（第2表）

（単位：人・千円）

区 分	納税義務者数			総所得金額	納税者1人当りの所得金額
	所得税の納税義務あり	所得税の納税義務なし	計		
県 計	796,926	39,377	836,303	2,697,728,816	3,226
一部過疎地域を含む過疎市町	236,185	12,541	248,726	777,253,026	3,125
全部過疎地域の市町	41,281	4,030	45,311	122,472,542	2,703

参考資料：「平成20年度市町村税の概要」所得割の課税状況

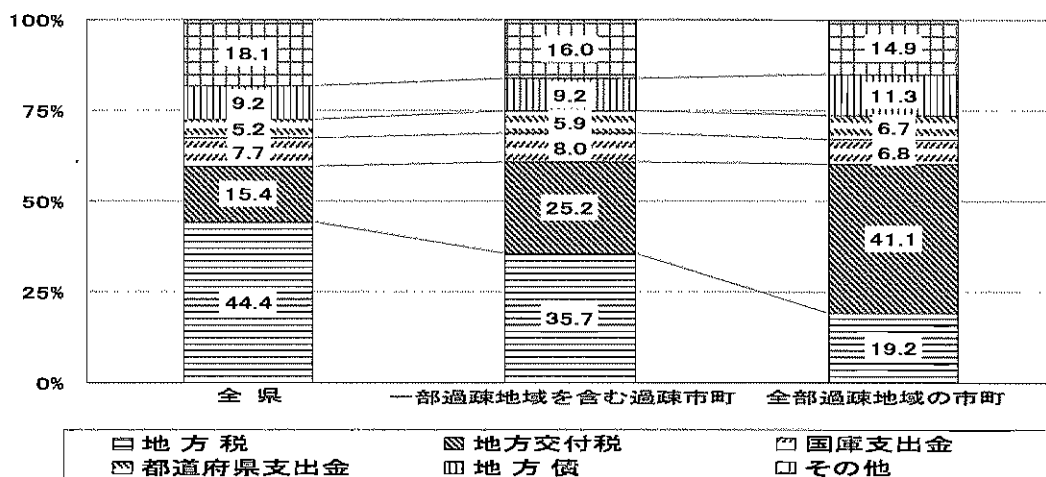
ウ 財政状況

○歳入に占める地方税の割合

全部過疎地域の市町では、歳入に占める地方税の割合は19.2%と全県の44.4%に対し著しく低い状況です。

一方、地方公共団体の財源調整を行う地方交付税が歳入に占める割合は、地方税の構成比とは逆に過疎関係市町のほうが高くなっています。

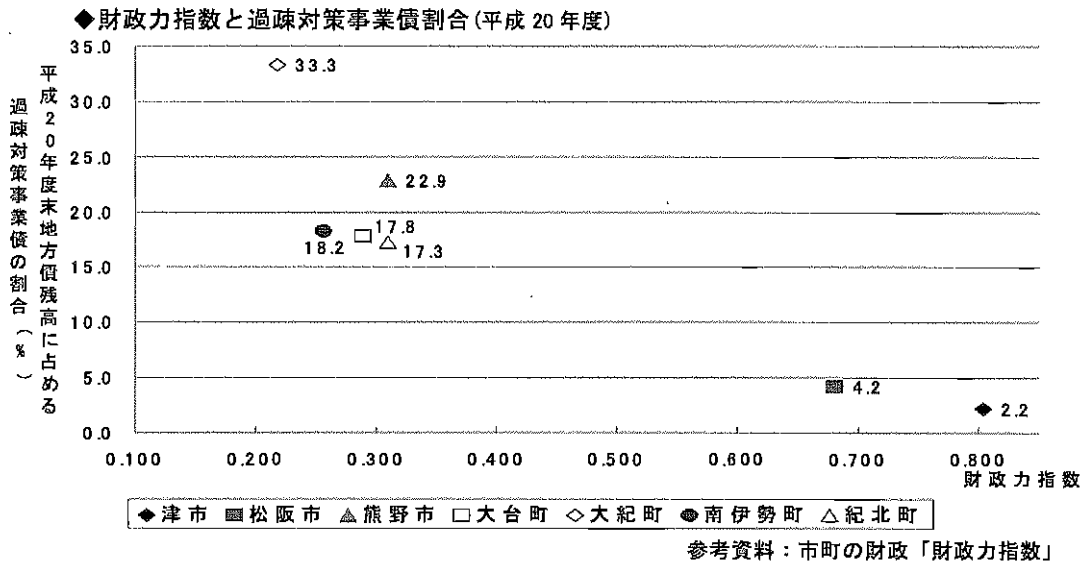
◆市町の歳入構造（平成20年度決算ベース）



参考資料：平成20年度市町別決算の概要

○財政力指数

全部過疎地域市町の財政力指数は総じて低く、財政力が脆弱な状況にあります。

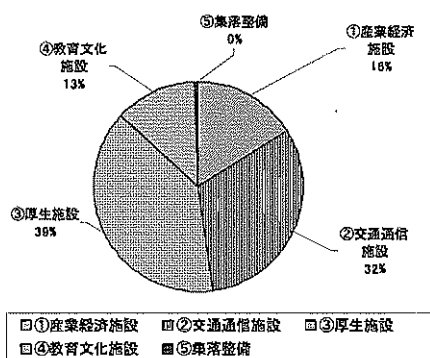


○過疎対策事業債

過疎対策事業債は、平成16年度まで30億円を上回る許可額で推移していましたが、平成17年度に大幅に減少し、以降18~25億円で推移しています。

また、用途は、多い順に、厚生施設39%、交通通信施設32%、産業経済施設16%、教育文化施設13%となっています。

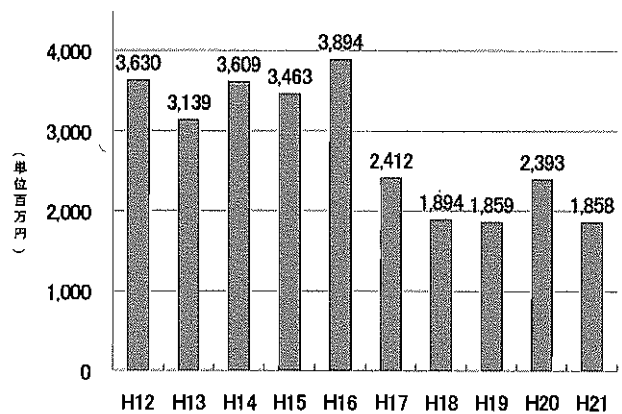
◆過疎対策事業債 施設別構成比



(平成12年度~平成21年度)

参考資料：過疎対策事業発行状況一覧表

◆過疎対策事業債による支援



*H12~17：許可額、H18~H21発行予定額

参考資料：過疎対策事業発行状況一覧表

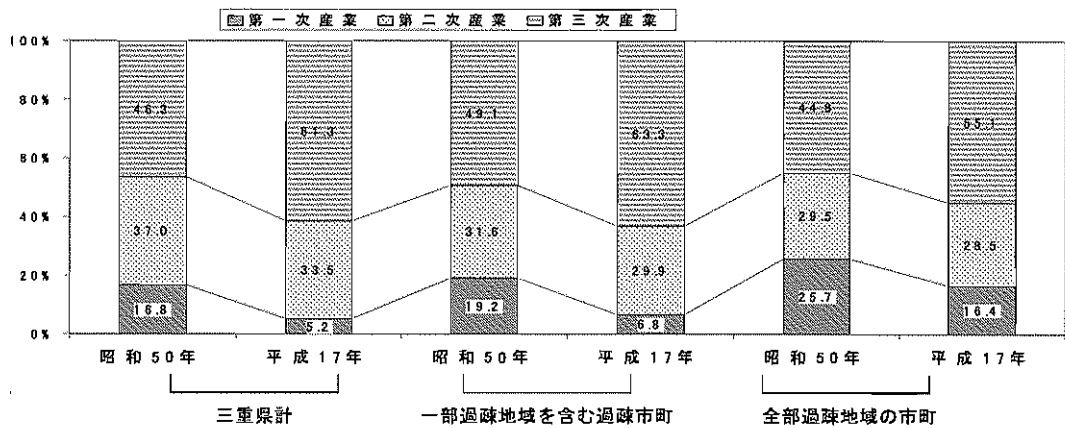
エ 各分野別の主な状況

(ア)産業の状況

○産業別人口構成割合の変動状況

全県、過疎地域とも昭和50年から平成17年までの30年間に、第一次産業人口割合が大きく減少しています。しかし、依然として全部過疎地域の市町では、平成17年においても第一次産業の人口割合は県全体に比べて高く、3倍強の割合となっています。

◆産業別人口構成割合の変動状況



出典：国勢調査

○鳥獣被害の状況

県内の農林水産被害金額は、平成18年度では4億2,948万円となっています。農林水産物被害のうち、シカの被害額が約46%を占めており、その過半数が森林の被害となっています。

また、農作物別被害状況では、サルでは果樹の被害額の割合が大きく、イノシシ及びシカでは水稲の被害額の割合が多くを占めています。

◆県内の鳥獣別農林水産被害金額（平成18年度）

鳥獣名	合計被害額	農作物	森林	水産物
シカ	20,107	6,115	13,992	0
サル	4,969	4,969	0	0
イノシシ	7,583	7,583	0	0
カワウ等	7,144	0	0	7,144
その他獣類	3,145	1,750	1,395	0
合計	42,948	20,417	15,387	7,144

(単位：万円)

出典：農作物獣害対策プラン

◆獣種別の主な農作物被害状況（平成18年度）

獣名	農作物等名	被害金額 (単位：万円)	構成比 (%)
サル	果樹	1,584	32
	野菜	1,205	24
	特用林産物	1,065	21
	その他を含む計	4,969	100
イノシシ	水稲	4,676	62
	野菜	1,405	19
	特用林産物	546	7
	その他を含む計	7,583	100
シカ	水稲	2,994	49
	果樹	895	15
	野菜	1,006	16
	その他を含む計	6,115	100
合計	-	18,667	-

出典：農作物獣害対策プラン

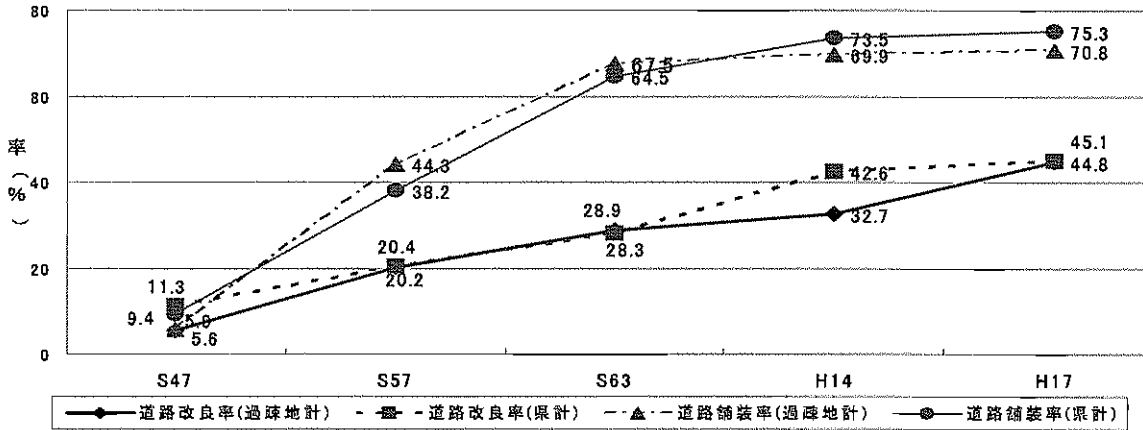
(イ) 交通体系の整備状況

○道路の整備状況

市町村道は順次改良されてきていますが、平成17年の過疎地域における道路舗装率は、県全体より5ポイント近く下回っています。

*道路改良率(%) = 市町村道改良済延長 / 市町村道実延長 × 100
 道路舗装率(%) = 市町村道舗装済延長 / 市町村道実延長 × 100

◆市町村道の道路改良率及び道路舗装率

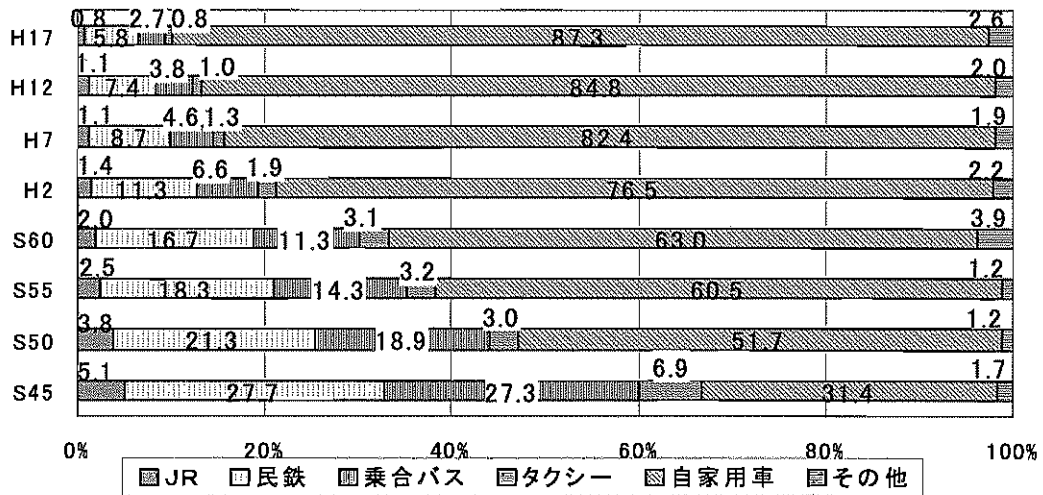


【出典】総務省「公共施設状況調査」

○公共交通機関の状況

輸送機関別分担率の推移を見ると、昭和45年以降自家用車の分担率が年々増加する一方で、乗合バスを含む鉄道やバス等公共交通機関の分担率は、年々減少しています。

◆輸送機関別分担率(県計)



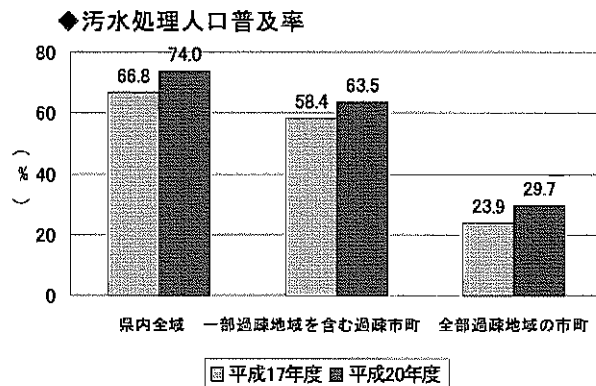
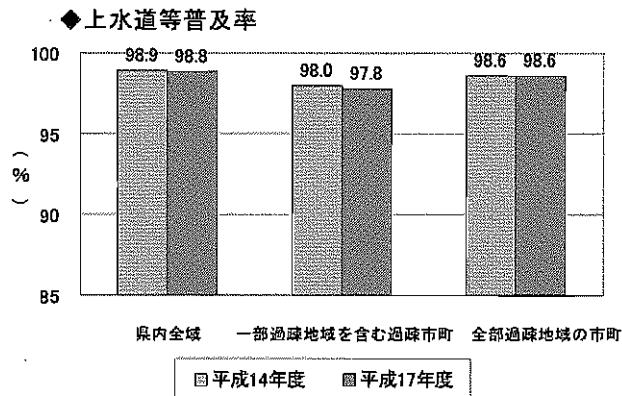
【出典】出典: 数字で見る中部の運輸

(ウ) 生活環境の整備状況

○上下水道等の整備状況

上水道等の普及率は、県平均とほぼ同水準まで整備が進んでいます。

また、汚水処理人口普及率は県内全域で70%を超えていますが、全部過疎地域の市町では29.7%と大きな格差が生じています。



【出典】総務省「公共施設状況調査」

○上水道普及率：給水人口（上水道、簡易水道、専用水道、飲料水供給施設／行政区内人口（住民基本台帳人口＋外国人登録人口）

○汚水処理人口普及率：公共下水道現在処理区域内人口、農業集落排水現在処理区域内人口、漁業集落排水現在処理区域内人口、簡易排水施設現在処理区域内人口、コミュニティ・プラント処理人口、合併処理浄化槽処理人口／行政区内人口（住民基本台帳人口＋外国人登録人口）

(エ) 医療の状況

過疎地域における人口10万人あたりの医療施設数は県全体に比べ多いものの、病床数では半分以下となっています。また、地域間のばらつきも大きくなっています。

◆医療施設数・人口10万人当たりの施設数

(平成19年10月1日現在)

市町名	病				院		一般診療所		歯科診療所	
	総 数		一般病院		精神科病院		実数	人口10万対	実数	人口10万対
	実数	人口10万対	実数	人口10万対	実数	人口10万対				
津市	27	9.3	23	8.0	4	1.4	289	100.0	145	50.2
松阪市	10	5.9	10	5.9	-	-	147	86.7	84	49.6
尾鷲市	1	4.7	1	4.7	-	-	20	93.8	10	46.9
鳥羽市	-	-	-	-	-	-	22	98.8	7	31.4
熊野市	1	4.9	-	-	1	4.9	26	126.7	13	63.3
大台町	2	18.4	2	18.4	-	-	9	82.9	6	55.3
大紀町	1	9.6	1	9.6	-	-	11	106.0	4	38.5
南伊勢町	2	12.6	2	12.6	-	-	9	56.5	7	44.0
紀北町	2	10.5	2	10.5	-	-	15	78.4	8	41.8
県 計	110	5.9	97	5.2	13	0.7	1,486	79.5	858	45.9
一部過疎地域を含む市町計	46	8.6	41	7.7	5	0.9	548	102.4	284	53.1
全部過疎地域の市町計	8	10.4	7	9.1	1	1.3	70	91.1	38	49.5

出典: 医療施設調査

◆一般病院と一般診療所の病床数、人口10万人対病床数

(平成19年10月1日現在)

市町名	病床数	人口10万人対病床数	人 口
津市	3,151	1,090.8	288,878
松阪市	1,568	925.0	169,515
尾鷲市	228	1069.6	21,316
鳥羽市	11	49.4	22,278
熊野市	10	48.7	20,525
大台町	77	709.5	10,853
大紀町	19	183.0	10,382
南伊勢町	33	207.2	15,926
紀北町	46	240.4	19,131
県 計	13,678	731.7	1,869,307
一部過疎地域を含む過疎市町	5,143	888.6	578,804
全部過疎地域の市町	424	352.1	120,411

出典: 医療施設調査

(オ) 義務教育の状況

児童・生徒数の減少を反映して、全部過疎地域の市町における小中学校 1 校当りの児童・生徒数は、県平均の 1/3 を下回っています。

◆小・中学校 1 校当たりの生徒数等

小学校		学校数	児童総数	1学校当たり児童数	中学校		学校数	生徒総数	1学校当たり児童数
三重県計	H15年度	449	110,124	245	三重県計	H15年度	191	58,271	305
	H20年度	432	108,596	251		H20年度	187	54,696	292
一部過疎地域を含む過疎市町計	H15年度	179	32,799	183	一部過疎地域を含む過疎市町計	H15年度	78	17,790	228
	H20年度	172	31,297	182		H20年度	74	16,312	220
全部過疎地域の市町計	H15年度	76	6,826	90	全部過疎地域の市町計	H15年度	39	3,721	95
	H20年度	71	5,844	82		H20年度	35	3,226	92

出典：学校基本調査

(カ) 集落の状況

過疎地域に存する超高齢化地域（総人口に占める 65 歳以上人口の割合が 50% を超える地域）の集落の割合をみると、熊野市紀和地区の 72.0% や尾鷲市の 66.7% など東紀州地域で高くなっています。次に津市美杉地区 46.3%、松阪市飯高地区の 39.1%、大台町宮川地区の 32.0% など中南勢地域で高くなっています。

◆中山間地域等における超高齢化地域の集落の割合（旧市町村別）

圏域名	集落数	旧市町村における集落の数と割合
北勢	0	
伊賀	1	青山 1(4.5%)
中南勢	88	芸濃 1(25.0%)、美杉 62(46.3%)、松阪 4(25.0%)、嬉野 4(44.4%) 飯高 9(39.1%)、宮川 8(32.0%)
伊勢志摩	9	志摩 1(33.3%) 南勢 1(5.3%) 南島 6(31.6%) 度会 1(2.9%)
東紀州	55	紀伊長島 7(41.2%)、海山 3(37.5%)、尾鷲 6(66.7%)、熊野 18(50.0%) 御浜 1(7.1%)、紀宝 2(15.4%)、紀和 18(72.0%)
計	153	

※調査対象地域：中山間地域（過疎、山村振興、特定農山村、農林統計区分上の山間・中間農業地域）および準過疎、辺地の指定地域。但し、市街地、住居専用地域およびこれに準じる地域を除く。

※美杉では 62 集落となっているのは、他の市町村と比べて、集落の単位が小さいことによる。

出典：平成 20 年度中山間地域等における「超高齢化地域」に関する調査

② 問題点

これまで述べた過疎地域を取り巻く現状を踏まえ、問題点を次のとおり整理しました。

ア 急速な人口減少と高齢化

過疎地域の人口減少は、急速なペースで進展してきました。少子化・高齢化の傾向は県平均より高い水準で推移しており、特に、高齢化率が県平均を大きく上回り、近年その伸び率が著しい傾向にあります。

こうした社会構造の変化は、生産活動の縮小にともなう経済活動の停滞や地域活力の低下など、過疎地域全体に対して大きな影響を与えることが懸念されています。

イ 自主財源に乏しい財政構造

過疎関係市町は、地方税をはじめとする自主財源が極めて乏しく、歳入の多くを地方交付税や地方債に依存せざるを得ない脆弱な財政状況となっています。

また、一般財源に占める地方債の元利償還金に充てられる公債費の割合が高く、財政を圧迫している状況にあります。

ウ 地域産業の活力低下と雇用の場の不足

過疎地域の主産業である第一次産業は、特色のある産品を生産し、地域経済を支えてきましたが、後継者不足、商品価格の低迷、あるいは燃料・資材価格の高騰により、その活力が低迷しています。また、地理的な条件不利性から産業立地が進みにくい状況です。

これらのことから、地域の暮らしを支える雇用の場が依然として不足しており、多様化したニーズに適応した多面的な地域産業の活性化と地域資源を活用した新しい産業の創出が急務となっています。

エ 公益的機能の低下

農林水産業は、食料や木材の生産機能のみならず、自然災害の防止、都市部では失われた自然景観や憩いの場の提供など多面的、公益的機能を有しています。農林水産業の低迷や担い手不足は、耕作放棄地、荒廃山林の広がりを加速させ、景観の悪化や自然災害の被害を助長する恐れがあります。

また、野生鳥獣による農作物被害が深刻な問題となっており、田畑や山林のみならず人家まで被害が拡大しており、これによる営農意欲や生きがいの喪失が指摘されています。

オ 生活基盤の整備の遅れ

これまでの過疎対策により生活環境の整備は、一定の成果を上げてきましたが、未だ課題を残しています。

道路の整備状況については、非過疎地域との較差は解消されつつありますが、山間部などでは、緊急車両の通行が困難な狭隘箇所が残されています。

また、医師不足、路線バスの廃止による生活交通の確保、小規模校における校舎の老朽化などの格差が依然として存在しています。さらに、東海地震、東南海・南海地震の発生が危惧される中、災害時の孤立集落対策、避難施設の耐震化の遅れなど、残された課題があります。

とりわけ、山間地域・漁村地域の集落では、急速な人口減少及び高齢化の進展により、地域の共同活動や伝統行事などのコミュニティ活動の維持が危ぶまれています。

③ 前期の計画(平成17年度から平成21年度まで)の検証

平成17年度から平成21年度までの5年間に、過疎地域内において、県では57,597百万円、市町村では49,315百万円の過疎対策事業が実施されました。

道路整備や上下水道の整備のほか、地域の活性化や情報基盤整備などさまざまな分野の事業を重点実施し、地域間格差の是正に一定の成果がありました。しかし、集落機能の低下や、雇用の場の不足など、過疎地域が抱える根本的な課題の解決には、十分な成果が得られたとは言えない状況にあります。

今期の計画では、ハード事業に加えてソフト事業を効果的に実施し、地域の抱える諸問題を解決し、きめこまやかな対策を実施していくことが必要です。

(2) 過疎地域自立促進の基本的な方向

地域の創意工夫に基づく、自主的・主体的な取組を基本とした自立・持続可能な地域社会の実現をめざし、過疎地域の自立を促進します。県計画及び市町計画の策定にあたり、考慮すべき基本的な方向は次のとおりです。

① 地域・住民の抱える課題を直視した生活支援

地域住民の安全・安心な暮らしを支えるため、地域の実情に配慮し、地域が直面している課題や住民の身近な課題に対して、きめ細やかで実効性ある対策を行っていく必要があります。

このため、生活道路や生活排水施設、校舎の耐震化対策などの基盤整備に取り組むとともに、身近な生活交通の確保、地域医療・地域福祉の確保、集落・コミュニティ対策、鳥獣害対策、防災対策、伝統文化の保存など、地域・住民の抱える課題を直視した生活支援が必要です。

② 地域資源を活用した地域振興の取組

豊かな自然環境、特色のある農林水産物、魅力的な歴史文化などの地域資源を最大限に活用して、地域の自給力を高め、特色のある産業の振興を図るとともに、住民が誇りと愛着を持つことのできる活力に満ちた地域社会の実現を図ることが必要です。

このため、地域の現状を踏まえながら、資源利活用のノウハウや新規事業の起業化に向けた支援を通じて、自給力の向上、雇用機会の拡大、地域の活性化につなげていくことが求められます。

③ 公益的機能の保全と都市との共生・互恵関係の構築

水源の涵養、食料の供給、自然災害抑止、多様なライフスタイルの実現、自然環境や景観、歴史や地域文化の継承など、過疎地域が持つ国民生活全体にかかわる公益的機能を保全するとともに、国民的評価につなげていく必要があります。

このため、農地、森林、農山漁村を維持する対策を講じるとともに、都市地域との交流を促進することにより、公益的機能に対する国民的理解を形成し、地域住民の自覚や誇りを醸成しつつ、都市との共生・互恵関係の構築を図っていく必要があります。

④ ソフト対策の積極的展開

今後の過疎対策においては、道路整備や排水処理対策などハード面での生活基盤整備に加えて、既存施設の維持と有効活用、人材育成や地域間交流、暮らしに関わる諸問題の解決などのソフト対策にも取り組んでいく必要があります。地域や住民の抱える課題やニーズをきめ細かく把握した上で、ハード対策とソフト対策を組み合わせ、より効果的な施策の実施が必要です。

このため、市町においては、過疎対策事業債（ソフト事業分）を新たな財源として、地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化など、創意工夫に富んだソフト対策の積極的展開を行う一方で、県

においては、市町と認識を共有し、市町の取組が円滑に遂行されるよう配慮する必要があります。

⑤ **多様な主体の参画による地域の自治力の向上**

地域が直面する諸課題を克服し、住民が幸福とを感じる地域づくりを進めるにあたっては、地域住民をはじめ、NPO、有識者、大学教員や学生、UIターンした人など外部人材を含めた多様な主体の積極的な参画を促し、その力を活用することで、地域の自発的な力を高めていくことが必要です。

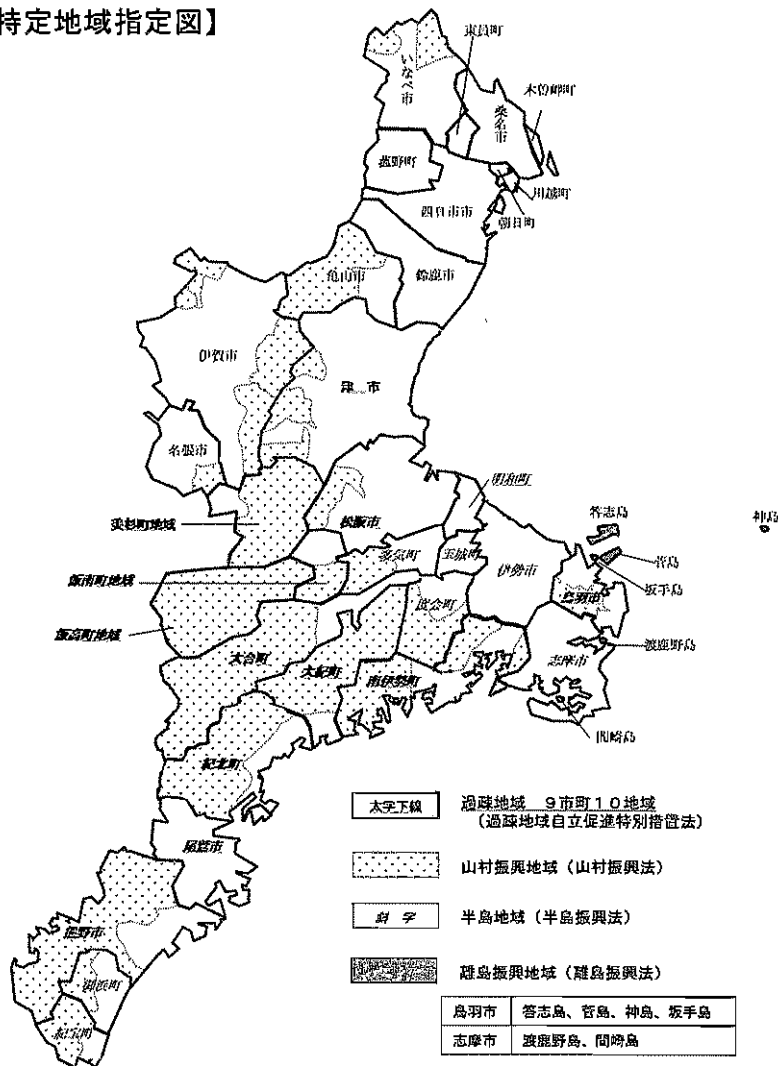
このため、住民自らが主体的に地域づくりに取り組む活動を支援するとともに、都市住民との交流、外部からの人材の受け入れなどを通して、地域に必要な人材の確保と育成を図り、地域の自治力を向上させ、持続可能な地域づくりを進めることが必要です。

(3) 広域的な経済社会生活圏の整備の計画等との関連

県及び各市町が過疎地域自立促進計画を策定するにあたっては、次の計画との関連をふまえ、施策相互間の連携に配慮します。

計画名	該当する過疎市町	備考
県民しあわせプラン	津市（美杉町）、松阪市（飯南町、飯高町）、鳥羽市、尾鷲市、熊野市、大台町、南伊勢町、大紀町、紀北町	第二次戦略計画（H19～22年度） 第三次戦略計画（仮称。策定作業中）
紀伊地域半島振興計画	松阪市（飯南町、飯高町）、鳥羽市、尾鷲市、熊野市、大台町、南伊勢町、大紀町、紀北町	H17～26年度
三重県離島振興計画	鳥羽市（神島、答志島、坂手島、菅島）	H15～24年度
三重県山村振興基本方針	津市美杉町の一部、松阪市飯南町の一部、同市飯高町の一部、鳥羽市の一部、熊野市の一部、大台町旧宮川村の一部、南伊勢町の一部、大紀町の一部、紀北町の一部	H17年度～

【特定地域指定図】



2 農林水産業、商工業その他の産業の振興及び観光の開発

(1) 産業振興の方針

① 地域の特徴や資源を生かした産業振興

過疎地域には、豊かな自然、特色ある農林水産物、魅力ある歴史文化など、多様な地域資源があり、それらを積極的に活用した産業の振興や都市との交流を一層促進することにより、人や地域のつながりを深め、地域の人々が地域に誇りを持ち、その魅力を見つめ直すことで地域の活性化を図ります。

過疎地域の主産業である農林水産業については、持続的な発展を促すため、地域の実情に即した生産基盤や近代化施設の整備などを通じて、生産の維持、効率化を図るとともに、地域資源の活用を基本として、都市住民との交流促進や特産品の開発販売など二次産業・三次産業と融合した新たな産業の創出に向けた総合的な施策を推進することにより、元気でやる気のある地域の担い手の確保を図ります。

また、中小企業者等による地域商工業の維持・活性化を図るため、地域の特徴や資源を生かした新事業の創出を促進していくとともに、魅力ある地域資源を生かした産業等の企業誘致を促進していきます。さらに、過疎地域の抱える課題をビジネスの手法で解決していく新たな産業創出を促進し、地域の自立的な産業基盤の確立を図ります。

観光・交流産業に関しては、地域が主体となり、特色ある観光資源の掘り起こしや磨き上げなどを通じて地域の活性化を図っていきます。また、農林水産業、商工業や医療・健康産業などをはじめとする他産業との連携、複合化を推進し、観光・交流産業を付加価値の高い産業にするべく構造変革を進めます。

② 地域の実情に応じた雇用支援

地域独自の雇用対策の推進体制を整備し、地域の実情に応じた取組を推進します。

(2) 農林水産業の振興

① 農業の振興

農業については、地理的条件から経営規模が小さいものの、豊かな自然や農村景観に恵まれているという条件を活用し、地産地消、食の安全・安心等を基調として、伝統野菜、みかん、茶など特色ある農産物の生産や、地元農産物の高付加価値化など、地域農業の維持発展に向け、個性的な農業の展開を推進していきます。

また、農業生産の維持、効率化を図るため、かんがい排水施設や農道等の生産基盤及び近代化施設の整備を推進するとともに、地域資源を活かした新たな産業を創出するため、農商工連携によるビジネスの創出に向けた取組を支援するとともに、農家レストラン、農業体験など、都市住民との交流を通じた取組を推進していきます。

さらに、農地は生産の場であるとともに県土の保全や自然環境の維持等に貢献していることから、その適正な維持・管理が求められています。このため、地域住民や都市住民、企業のCSR活動等による継続的な管理を促進するとともに、農地の流動化、集落営農等の推進等により、耕作放棄地の未然防止と最適な土地利用の促進を図ります。

また、近年、サル、イノシシ、シカ等による農作物等への被害が大きく、営農面の被害、生産意欲の喪失という精神面被害、耕作放棄地の増加という環境面の被害にもつながっていることから、効果的な対策に対し支援します。

② 林業の振興

林業については、森林の団地化・森林施業の集約化を進め、路網整備や高性能林業機械の導入などによる林業生産の低コスト化及び安定生産供給体制の整備を図ります。

また、「三重の木」認証制度などにより県産材の需要拡大をはかるとともに、森林づくりを支える林業経営体・事業体の育成、担い手の確保などを進めます。

このような林業生産活動への支援や獣害対策、保安林の整備などを通じて、木材の生産のみならず、県土の保全、水源の涵養などの森林の持つ多面的機能の維持増進を図ります。

③ 水産業の振興

水産業については、沿岸域における水産資源の持続的な利用確保が求められていることから、栽培漁業の推進等により水産資源の適切な保全・管理を進めるとともに、水産物の安定確保を図るため、魚礁の設置、増養殖場の造成、藻場造成などの生産基盤の整備等を進めます。

また、養殖業については、生産物の品質向上や新しい養殖魚種の開発等による経営安定を図りつつ、漁業者自らが漁場環境を保全し、持続的生産が可能となるための体制づくりを進めます。

さらに、元気で魅力のある漁村による地域活力の発揮をめざして、漁港、漁業施設、漁村環境等の整備を進めるとともに、新規就業者や経営力がある漁業経営体の確保・育成を図るほか、六次産業化など水産物の付加価値向上に向けた取組みを促進します。あわせて、漁村振興の中核を担う漁業協同組合の組織強化を進めます。

内水面漁業については、水産物の安定供給や地域の活性化を図るため、水産資源の増殖及び有効利用並びに都市住民との交流等を促進します。

(3) 商工業の振興

① 地域資源活用による新事業の創出

中小企業者等による地域産業の維持・活性化を図るため、地域の農林水産品、観光資源など特色のある産業資源（地域資源）を活用した新商品・新サービスの開発、販路開拓を支援し、過疎地域の特徴や強みを生かした自立的な産業の振興を図ります。

また、地域の中小企業と農林漁業者が連携して、お互いの有するノウハウ・技術等を活用した新事業への取組を促進します。

さらに、地域資源の魅力を県内外にPRし、UIターン希望者の起業支援に取り組むことなどにより、地域資源の活用による地域の活性化を図ります。

② 企業の誘致対策

過疎地域における企業誘致は、道路アクセス等地理的条件が他の地域より厳しい状況にあることから、産業用地を整備する市町等（県南部の特定地域のみ）に対して、土地造成にかかる費用を補助することで競争力のある産業用地を確保するとともに、特別な優遇措置を設定し、工場、研究開発施設に加え、魅力ある地域資源を生かした産業等の企業誘致を促進します。

③ 商業機能等地域課題への取組

商業は、住民生活に大切な機能を有することから、自ら活性化に取り組もうとする商店や商店街を支援していくとともに、商業者と住民などの連携による地域の実情にあった商業機能の構築を図ります。

また、地域が抱える様々な課題に対し、地域住民が主体となってサービス等をビジネスの手法により提供することで解決するコミュニティビジネスの取組を支援します。

(4) 観光振興、レクリエーション

- ① 地域の自然・歴史・文化・風土など優れた資源と特性を生かし、自然との調和を図り、地域が主体となった観光・交流の推進を図ります。
- ② 多様化した価値観や志向に対応した観光面での魅力を創造するため、新たな観光資源の掘り起こしや活用により、グリーンツーリズムやエコツーリズムなどの新たな観光商品づくり、個性ある観光・交流による地域づくりに取り組みます。
- ③ 紀勢自動車道の延伸による東紀州地域方面への利便性の向上を活かし、本県の重要観光資源である世界遺産「熊野古道 伊勢路」のブランドイメージを利用した誘客を図ります。

また、平成25年の神宮式年遷宮を、県外からの注目が高まる誘客の絶好の機会と捉え、観光圏としても認定されている東紀州地域と伊勢志摩地域を2大核とした、滞在型や周遊型の広域的な観光誘客を推進します。

- ④ 優れた景観や自然環境を有する国立公園等の自然公園及び自然公園や文化財を結び、自然や歴史などを訪れることができる長距離自然歩道にあずま屋、休憩所など自然とのふれあいが楽しめる施設の整備を行います。

(5) 雇用支援

雇用機会が特に不足している地域における雇用構造の改善を図るため、地域雇用開発促進法に基づき、「雇用開発促進地域」に係る地域雇用開発のための措置支援を活用し、雇用対策の推進体制を整備するとともに地域の実情に応じた取組を推進します。

また、高齢者の技術や経験の活用を図るため、シルバー人材センターの法人化等による体制強化を支援します。

3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

(1) 交通通信体系の整備の方針

- ① 高速道路網の整備促進を図るとともに、過疎地域と地方における中心都市及び近隣の中核都市を結ぶ幹線道路の整備を進めるほか、生活道路としての市町道の整備も促進します。
- ② 農道、林道、漁港関連道路については、緊急性や必要性、費用対効果等を考慮し整備します。
- ③ 公共交通機関である地域のバス、鉄軌道などの生活交通の確保に努めます。
- ④ ブロードバンドネットワークの県内世帯カバー率がほぼ100%に達していることから、これを活用して過疎地域の住民サービスの向上を促進します。
- ⑤ 住民への重要な情報伝達手段である同報系や移動通信系の防災行政無線の整備・活用を図ります。
- ⑥ ICT（情報通信技術）を活用し、住民サービスの質的向上を促進する地域の情報化を図ります。
- ⑦ 都市等との地域間交流の推進により地域の活性化を促進します。

(2) 県管理道路及び市町村道の整備

- ① 過疎地域における県管理道路については、地域間交流の促進及び地域生活の利便性の向上並びに安全性の確保を目指して、次のとおり取り組みます。
 - ・産業の振興や主要な交通拠点へのアクセス機能を担う幹線道路網の整備
 - ・円滑な地域交通を確保するための生活道路や通勤・通学道路における幅員狭小区間や危険箇所の解消
 - ・交通弱者の安全確保に配慮した交通安全施設などの充実や改良
- ② 市町道については、日常生活を支え、地域活動を活発化するため、地域の実情に応じた整備を促進します。

また、地域振興のための基幹的な路線のうち緊急性等を勘案し代行制度の活用を図ります。

(3) 農道、林道、漁港関連道の整備

- ① 農道の整備については、生産基盤の整備、生産の近代化、流通の合理化を図るとともに生活環境の改善に資するもので、緊急性、必要性、地元の熟度、費用対効果等を考慮し整備します。
- ② 林道の整備については、間伐などの森林整備や木材搬出の基盤となり、生活環境の改善にも資するものを重点的に整備します。
- ③ 農道・林道・漁港関連道のうち、農林漁業の振興など地域の振興に必要と認められる基幹的な道路（過疎地域とその他の地域を連絡する基幹的な道路を含む。）

については、緊急性や必要性、経済効果等を勘案し、農林水産大臣の指定を受けて県が代行事業として整備を図ります。

(4) 交通確保対策

バス、鉄軌道等の公共交通機関は、地域の振興に重要な役割を果たすものです。特にバスは、高齢者や高校生など自ら移動手段を持たない人々にとって必要不可欠な移動手段となっているだけでなく、地球温暖化対策にも寄与するとともに、地域の活性化やまちづくりを進めるための社会基盤としての役割を担うなど、幅広い機能を有しています。

このため、国や県独自の補助制度を活用して、事業者バスや市町が運営するバス等に対し支援を行うとともに、「地域公共交通会議」など地域が効率的で持続可能な移動手段の確保策を検討する取組を促進し、生活交通の維持・確保に努めます。

(5) 電気通信施設の整備

① 通信体系については、平常時はもとより緊急時の通信手段として活用されている携帯電話の不感地域解消等に向けて通信用鉄塔の整備促進に努めます。

② 地上系防災行政無線は、市町が開設する 260MHz 帯の防災行政無線（移動系無線）とは無線サービスエリアが重なるため、中継所の電源設備や建屋、鉄塔といった設備面の提供を行うことや、無線システム全体の共用を行い、市町の中継所設備を省略していくことなど、市町の整備コストの低減が図られる可能性が広がりました。

今後とも、市町等の再整備については、県設備の共用も含め、技術的な側面を中心とした支援や協力を行います。

市町の消防救急無線のデジタル化については、現用のアナログ無線をデジタル化していくことが必要となります（有効期限 H28 年 5 月 31 日）。デジタル化費用の節減と消防の広域的活動への対応に有効な方法として県内に展開する防災行政無線網を活用することは有効であるため、県設備の共用や協力を行います。

(6) 情報化の推進

地域の距離・時間的格差により生じている課題を解消し、地域の人々が生き生きと暮らせるよう、地域の情報発信や交流・連携の手段として ICT（情報通信技術）を活用し、住民サービスの質的向上を促進する地域の情報化を図ります。

(7) 地域間交流の促進

過疎地域の優れた地域資源や多面的な価値に着目し、観光振興や地産地消、食育、環境保全の取組などとも連携しながら、都市等との地域間交流の推進により地域の活性化を促進します。

特に、地域活動の実践者の養成や、受入体制の整備を図るとともに、都市住民との交流を目的とした施設整備などに支援します。

なお、施設整備に当たっては、既存施設の有効活用を積極的に図ります。

4 生活環境の整備

(1) 生活環境の整備の方針

- ① 山地に起因する災害から国民の生命・財産を保全し、また、水源の涵養、生活環境の保全・形成を図るため、森林や水路の保全活動を促進します。また、生活環境及び景観の保全の観点から、耕作放棄地の復元活動や廃棄物の不法投棄の監視活動を促進します。
- ② 住民生活の基礎的インフラである上水道・簡易水道、排水処理施設の整備については、未普及地域の解消に向けた取り組みをします。一般廃棄物の処理については、ごみの分別活動やリサイクル活動とともに、適正な処理を行う施設の整備を促進します。
- ③ 地域の消防力を維持するため、消防団活動の充実や救急搬送体制の整備を図るほか、想定される東海・東南海地震などの広域的災害に備え、自主防災力の向上、救急応援体制の整備、災害時の要援護者対策等の防災力の向上に努めます。

(2) 簡易水道、生活排水処理施設等の整備

- ① 安全で安心な水を安定的に供給できるよう、水道未普及地域の解消、簡易水道の統合による広域的な給水体制の整備が図られるよう努めます。
- ② 生活排水の総合的な対策を進めるため、生活排水処理施設整備計画に基づいて、公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水処理施設、漁業集落排水処理施設などの集合処理施設及び浄化槽による個別処理施設について、地域特性に応じ、より効率的・効果的な整備手法を検討し、整備をすすめます。
- ③ 「ごみゼロ社会」の実現に向けたごみの減量やリサイクルなどの取組を推進するとともに、ごみの適正処理を行うための一般廃棄物処理施設の整備を促進します。また、県と市町との連携により、廃棄物不法投棄の防止をはかります。

(3) 消防力の強化

- ① 過疎地域においては、若者の流出、人口の高齢化等により、地域防災の要である消防団員の確保が困難となってきたことに加え、消防団員の高齢化やサラリーマン化によって組織の弱体化が懸念されています。このため、消防団の活性化を図り、団員の確保に努めるほか、女性消防団員等の加入促進等も積極的に行い、平常時からの消防団活動の充実を図ります。
- ② また、救急業務の一環として、特性を生かして救急患者の搬送等に防災ヘリコプターを活用します。
- ③ このほか、東海、東南海・南海地震等の大規模災害時には、小規模消防本部では十分に対応できない場合があることから、消防の広域化を推進するとともに、消防施設や設備の充実強化を積極的に進め、過疎地域における消防力の向上を図ります。

(4) 防災力の強化

- ① 阪神・淡路大震災のような広域的な災害が発生した場合、災害応急対策活動を迅速かつ的確に実施するために、平常時から広域的な活動拠点を整備しておく必要があることから、完成した中勢拠点、東紀州拠点（紀北拠点・紀南拠点）、及び伊勢志摩拠点に引き続き、広域防災拠点の整備を進めます。

新潟県中越地震や岩手・宮城内陸地震など、近年、大規模災害により、脆弱な地質構造の山間部において土砂災害が多発し、地すべり、土砂崩れなどにより交通や通信が各地で途絶し、被害状況や支援物資の必要量の把握が困難となり、応急対応の遅れが指摘されています。

三重県内でも平成19年の「大規模災害時における孤立地区調査報告書」において、21市町302地区で孤立化の恐れがあり、約86,000世帯（県世帯数の13%）が孤立する危険性があります。中山間地域では、降雨や地震により土砂災害が発生し、それに伴う交通の寸断や情報通信の途絶により、集落が孤立するおそれがあります。

また、津波による浸水が予想される地域では、東海、東南海・南海地震が連動して発生した場合、高いところで約9mの津波が襲来し、住民の生命、財産が一度に消滅してしまう恐れもあります。

このため、孤立地区の実態把握を行い、市町の通信の確保や救助活動体制の整備などほか、津波避難対策、避難路等の整備、津波避難指示・勧告による住民の避難行動の徹底など、地域防災力向上のための取組を促進します。

- ② 被災後の広域輸送ネットワークの確立に向けて緊急輸送道路等の整備を進めます。

5 高齢者等の保健、福祉の向上及び増進

(1) 高齢者の保健、福祉の向上及び増進の方針

過疎地域は、若年層の流出等により、高齢者比率が30.0%（平成17年国勢調査）と極めて高く、今後も一層の高齢化が進むものと見込まれます。特に75歳以上の後期高齢者人口の占める割合が高くなり、要介護高齢者の増加が予想されるため、「第4期介護保険事業支援計画（平成21年3月策定）・第5次高齢者福祉計画」及び各市町が策定した「介護保険事業計画」に基づき、高齢者が、医療や介護を必要とする状態になっても、住み慣れた自宅や地域で安心して暮らし続けられるよう、地域における医療・介護・福祉の連携体制（地域ケア）の整備を進めるとともに、生きがいと健康づくりを促進します。

(2) 高齢者の保健、福祉の向上及び増進を図るための対策

- ① シニア社会活動・健康づくり推進事業等により、高齢者の豊富な経験等を活かした社会活動などの生きがいづくりや健康づくりを支援し、高齢者が安心して生活できる環境づくりを進めます。
- ② 高齢者が要介護状態等となることを予防するとともに、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援します。
- ③ 認知症対策について、予防から医療・ケア・見守り相談といった総合的な取組を進めます。
- ④ 地域包括支援センターが地域ケア体制づくりの中核機関として、高齢者を様々な形で支援できるよう、地域包括支援センター連絡会議の開催、介護予防に関する研修を行います。
- ⑤ 施設サービスを必要とする高齢者が地域で安心して暮らせるよう、特別養護老人ホーム等の広域型の介護保険施設について、介護保険事業支援計画に基づき整備を推進するとともに、定員29人以下の地域密着型特別養護老人ホーム等の地域介護拠点について、市町と連携して整備を促進します。

(3) 障がい者の保健、福祉の向上及び自立支援の促進

障がいのある人が、地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、「みえ障がい者福祉プラン・第2期計画」（平成21年3月策定）に基づき、地域自立支援協議会の活性化等による相談支援体制の充実、グループホームやケアホーム等の施設整備による地域移行の推進など、サービス提供の基盤整備等を進めます。

また、過疎地域は、サービス事業者が少なく、交通の便も悪いため、利用者の利便性に配慮した支援サービス体制が求められていることから、市町と連携して移動支援などを促進します。

(4) 児童その他の保健、福祉の向上及び増進を図るための対策

- ① 多様な保育サービスの提供や子育て負担を感じている地域の子育て家庭への支援を進めるため、地域の実情を踏まえて市町の取組を支援します。また、幼児教育・保育を提供する機能と、すべての子育て家庭を対象に地域における子育て支援を行う認定こども園の整備を促進します。
- ② 子どもたちの安全で安心できる居場所作りのため、児童館の整備及び機能の充実について支援するとともに、放課後子どもプランを推進します。
- ③ 子育て中の育児不安や負担感を軽減し、安心して仕事と家庭を両立できる環境づくりを推進するため、地域における育児に関する相互援助組織であるファミリー・サポート・センターの設置と機能の強化を支援します。

6 医療の確保

(1) 医療の確保の方針

過疎地域における医療の確保は、住民の健康・福祉の増進と、地域活力の向上をはかるための極めて重要な課題ですが、現在、県内では医師不足による診療科の休止など地域医療体制の維持が困難な状況となっています。

へき地においても病院・診療所等をはじめ、へき地を支援する中核的な病院でも医師不足が深刻化しており、加えてへき地診療所等に勤務する医師の高齢化の問題もあり、地域における医療提供体制の維持が困難な状況にあります。このため、次のとおり医療の確保・充実の取組を進めます。

- ① 住民が身近に適切な医療が受けられるよう、へき地に勤務する医師の確保をはかるとともに、へき地病院・診療所の運営および機能強化を支援します。
- ② へき地医療拠点病院およびへき地医療機関の後方支援病院における勤務医確保や機能強化を支援し、広域連携体制を構築することで、地域のセーフティネットである救急医療、小児医療、周産期医療等の確保をはかります。あわせて、眼科・耳鼻咽喉科等の特定診療科の医療の確保を図ります。
- ③ 健康づくりから疾病の予防、早期発見、治療、リハビリテーションに至るまで、心身の状況に応じて切れ目のないサービスが受けられる体制整備をめざし、保健・医療・福祉の相互の連携を促進します。

(2) へき地医療対策

- ① へき地勤務医師については、自治医科大学義務年限内医師の派遣を継続するとともに、三重県医師キャリアサポートシステム、三重県医師修学資金貸与制度等の活用により、その確保に努めます。
- ② 市町、三重大学、医師会等関係機関と協働して、地域医療に従事する医師を養成と地域への定着を促進します。
- ③ へき地医療支援機構の代診医派遣制度等により、へき地に勤務する医師の学会参加や研修機会を確保するとともに、へき地診療所や医師住宅等の環境整備を支援し、へき地に勤務する医師の定着を促進します。
- ④ へき地医療機関の抱える時間的・距離的ハンディを克服するため、情報ネットワークを活用した診療支援の仕組みの導入等を支援するとともに、迅速・的確な救急搬送が行われるよう、ドクターヘリの活用等について検討します。
- ⑤ 歯科医療については、県歯科医師会などの関係機関と協力して、歯科診療所未設置地区の解消に努めます。

7 教育の振興

(1) 教育振興の方針

- ① 学習指導要領のねらいである「生きる力」の育成をめざし、へき地複式教育の中で培われてきた特色ある教育を生かして、子どもたち一人ひとりに応じたきめ細かな指導、地域の自然や文化に密着した「地域とともにすすめる教育実践」に取り組めます。
- ② 児童生徒が情報化や国際化など急激な社会の変化に対応できるよう、情報活用能力や豊かな国際感覚を育成する教育を推進するとともに、地域の実態に応じた学校施設・設備の整備など、望ましい教育環境づくりを進めます。
- ③ 日常生活の中にゆとりや潤いを求め、健康や心の豊かさを得ようとする人々のニーズに対応し、人々が生涯を通じて健康を保持増進することができるよう、スポーツ・レクリエーション活動の普及、振興に努め、これらを通じて他地域との交流を図ります。

(2) 公立小中学校の統合整備等教育施設の整備

- ① 児童生徒が減少する地域の小規模校については、その教育効果を総合的な観点から検討し、地域の実情に即した学校の適正規模化を図るための整備に努めるとともに、校舎、屋内運動場、学校給食施設、プール、武道場等必要な教育環境施設・設備の整備を促進します。
- ② 地域の実情により統合できない小規模校については、老朽化した校舎や屋内運動場の補強又は改築等と教育環境を改善するための施設・設備の整備を促進します。
- ③ 交通条件に恵まれない地域にあつては、スクールバスの導入、更新等による教育諸条件の改善を促進します。
- ④ 地域住民と連携した安全な学校づくりの取組を促進するとともに、地域コミュニティの中核的施設としての学校の活用などを促進します。
- ⑤ 学校の統廃合に伴う廃校舎等については、貴重な地域資産として、都市との交流拠点や子どもの体験活動のフィールド等としての再整備、有効活用を促進します。

(3) 体育施設、社会教育施設等の整備と活用

- ① 多目的利用が可能なスポーツ施設等の整備を図るとともに、学校施設についても、運動場の夜間照明設備等の整備を推進し、活用の促進に努めます。
- ② 地域社会におけるコミュニティ活動の場として、公民館等の社会教育施設の活用を促進します。

8 地域文化の振興等

(1) 地域文化の振興等の方針

- ① 地域住民等が地域の特色を生かしながら自ら企画して行う文化の振興や普及事業に対して支援を行うとともに、情報の発信や交流を図ります。
- ② 地域の歴史的・文化的資産に関する調査、保存と活用を通じて、特色ある地域文化の振興を図ります。
- ③ 図書館や博物館、美術館等が、県の「文化と知的探求の拠点」としての機能を充実し、連携を強化するとともに、市町の学校、地域等と連携した取組を進めます。

(2) 地域文化の振興等に係る施設の整備と活用

- ① 地域の特色ある民俗文化財、考古・歴史資料の保存、活用を図るため、「文化と知的探求の拠点」として、公文書館機能を一体化した新県立博物館の整備を推進し、その活用を促進します。

9 集落の整備

(1) 集落整備の方針

- ① 地域におけるコミュニティ活動を促進し、集落機能の維持・向上に努めます。
- ② 空き家の活用などにより、移住希望者・来訪者の受け皿を整備し、移住・交流の促進を図ります。

(2) 集落の再編整備

- ① 住民の意向を尊重し、緊急性・重要度が高い場合は、集落の再編整備を検討します。
- ② 空き家情報バンクの整備を促進するとともに、使われなくなった小学校の校舎や公共施設などを活用して、都市住民の移住・二地域居住の受け皿を整備し、定住促進を図ります。

(3) 集落の維持、コミュニティの活性化

- ① 住民自治の意識を啓発するとともに住民自治組織やNPOの設立を促進し、住民主導の地域づくり、コミュニティ活動の活性化を図ります。
- ② 地域住民をはじめ、移住者や二地域居住者、集落支援員、地域おこし協力隊、学識経験者、学生などの外部人材の活用により、コミュニティ活動を活性化させ、高齢化の進んだ集落の機能の維持を図ります。

10 地域づくりの推進

(1) 県と市町の地域づくりの連携・協働

地域づくりの推進に取り組むにあたっては、これまでに各地域において地域づくりを進めている市町と県との連携を一層強化することが重要です。

多様な主体による地域づくりに関する意見の情報共有、課題解決に向けた制度・仕組みの整理、地域経営基盤の強化等について共通の理解を深めたうえで、地域主権社会の実現に向けた地域づくりの基盤整備について、市町と県が連携して共に取り組みます。

(2) 「^{うま}美し国おこし・三重」の取組

多様な主体が参画し、地域づくりの実践・展開を支援する仕組みとして、「^{うま}美し国おこし・三重」の取り組みを推進します。

住民が地域の課題やビジョンを話し合う座談会を基本に、自発的に地域をより良くしていこうとする住民の活動を総合的に支援することにより、文化力を生かした自立・持続可能な地域づくりを目指します。(事業は、平成26年度まで)